

名古屋市交通局土木工事における週休2日制工事試行要綱

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。この要綱は、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の普及に取り組むため、名古屋市交通局所管の土木工事における週休2日制の試行にあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事。
- (2) 発注者指定型 週休2日制工事のうち第3条に基づき発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と休日の現場閉所を図るもの。
- (3) 受注者希望型 週休2日制工事のうち受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取り組みを希望するものに対し、発注者指定型と同様の制度を適用し、労働環境改善に対する意識向上と休日の現場閉所を図るもの。
- (4) 対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間。
- (5) 非対象期間 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間）、後片付け期間（施工終了後から工事完了までの期間）、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作等の現場不稼働期間、工事事務所等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間、その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。
- (6) 現場着手 現場事務所を設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始すること。
- (7) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、一日を通して現場や現場事務所が閉鎖されている状態をいう。
- (8) 契約依頼 会計課長に契約を依頼することをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は次の各号全てを満たす工事とする。

- (1) 単価契約以外
- (2) 施工量に対して十分な工期の確保が見込まれる
- (3) 契約工期が概ね3か月以上
- (4) 工程が現場条件に大きく制約されない

(5) 緊急性がない

- 2 発注者指定型の対象工事は、前項のほか、次の各号を満たす工事とする。
 - (1) 入札予定価格が1,000万円以上（一般競争入札）の工事
 - (2) 「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）」を添付し発注する工事
- 3 受注者希望型の対象工事は、同条第1項のほか、次の各号を満たす工事とする。
 - (1) 入札予定価格が1,000万円以上（一般競争入札）の工事
 - (2) 「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）」を添付し発注する工事
 - (3) 対象期間が概ね4週間以上
 - (4) 工事契約後、休日の現場閉所計画が分かる実施工程表を含む施工計画書を提出し、監督員が認めた工事
- 4 対象工事である旨等の明示は、特記仕様書の添付のほか、設計書の設計説明に「週休2日制工事（〇〇型）対象工事」と記載する。また、発注者指定型の場合は、工事件名の末尾に「（週休2日）」を付け加える。なお、明示のない工事については対象としない。

（取組内容）

- 第4条 週休2日制工事の受注者は、対象期間の土曜日及び日曜日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。
- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と協議の上、前後10日間の期間において現場閉所日を設けるものとする。
 - 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
 - 4 受注者は、公衆の見やすい場所に試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

（記載内容の例）

<p>週休2日制試行工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の普及に取り組む工事です。</p> <p>発注者：名古屋市交通局 施工者：〇〇建設（株）</p>

- 5 監督員は、現場着手前に休日取得計画・実績表（様式1）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。また、「対象期間」の設定として、現場着手日及び

必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

- 6 監督員は、現場着手後、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、全体工程表及び休日取得計画・実績表（様式1）を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。
- 7 受注者は、毎月7日までに現場閉所の実施日を記載した前月の休日取得計画・実績表（様式1）を監督員に提出し、監督員は、受注者から提出のあった前月の休日取得計画・実績表（様式1）等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 8 監督員は、休日の現場閉所に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された休日取得計画・実績表（様式1）を確認する。
- 9 受注者は、対象期間終了後、すみやかに休日取得計画・実績表（様式1）と休日取得実施確認報告書（様式2）を監督員に提出する。
- 10 工事成績評定については、対象期間の休日の現場閉所が100%実施できた場合において、0.8点の加点を行う。
- 11 経費の補正については、休日の現場閉所の状況の区分に応じて、次の補正係数により経費の定を行うものとする。なお、現場閉所の達成率が75.0%に満たない場合の補正は行わないものとする。

(1) 補正係数

【休日の現場閉所率 100%】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

【休日の現場閉所率 87.5%以上、100%未満】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

【休日の現場閉所率 75.0%以上、87.5%未満】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

(2) 補正方法

① 発注者指定型

当初設計から休日の現場閉所が100%達成した場合の補正係数により各経費に乗じていることから、現場閉所の実施状況を確認後、現場閉所が100%に満たない場合は、補正分を減額し変更契約するものとする。

② 受注者希望型

休日の現場閉所の実施状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の区分に応じ

て各経費を補正し変更契約するものとする。

(契約変更手続き)

第6条 労務単価補正による契約変更に係る契約依頼は契約終了日の20日前までに行い、契約変更は現場作業完了後から工期末までの期間内で行う。ただし、契約変更の手続きを現場作業完了前に始める場合は、受注者と十分に協議を行い週休2日達成の見込みを立てた上で行う。

(特記仕様書等)

第7条 発注者指定型及び受注者希望型の工事において適用する特記仕様書は、それぞれ、次のとおりとする。

- ・別紙「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）」
- ・別紙「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）」

附則

この要綱は令和2年7月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年11月30日から施行する。